



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第198号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県都市公園規則等の一部を改正する規則(96)(都市計画課).....	1
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則(97)(審査指導室).....	9

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県都市公園規則等の一部を改正する規則

- 鳥取県都市公園規則について、次の改正を行うこととした。(第1条、第2条関係)
 - 鳥取県立布勢総合運動公園の有料公園施設のうち、テニスコート(夜間照明施設のないテニスコートを除く。)の利用時間を、午前9時から午後9時まで(現行 午前9時から午後10時まで)とすること。
 - 監督処分により公園管理者自らが除却した工作物等を保管した場合の公示の場所等並びに当該工作物等の売却及び返還の手続に関する規定を加えること。
 - 施設利用券に回数券及び1月利用券を加えること。
- 鳥取県立布勢総合運動公園の有料公園施設の名称について、第1補助競技場を球技場に、第2補助競技場を補助競技場にそれぞれ改めることとした。(第1条、第5条関係)
- その他所要の規定の整備を行うこととした。
- この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(3)並びに2は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第96号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第1条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p>(有料公園施設の利用時間)</p> <p>第1条の2 条例別表第1に定める公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施 設</th> <th style="width: 80%;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）</td> <td>補助競技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場</td> <td>午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場 野球場 球技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートを除く。）</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>鳥取県民体育館</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(有料公園施設の利用の申込み)</p> <p>第3条の2 有料公園施設を利用しようとする者（総合運動公園の球技場、補助競技場若しくは多目的広場又は臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者及び次項に規定する者を除く。）は、様式第3号の2による申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公園施設の設置の許可等の申請書等)</p> <p>第4条 法第5条第1項の申請書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める様式によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	施 設	利用時間	鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）	補助競技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで	陸上競技場 野球場 球技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートを除く。）	午前9時から午後9時まで	鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで	略		略		<p>(有料公園施設の利用時間)</p> <p>第1条の2 条例別表第1に定める公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施 設</th> <th style="width: 80%;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）</td> <td>第2補助競技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場</td> <td>午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場 野球場 第1補助競技場</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>テニス場（夜間照明施設のないテニスコートを除く。） 鳥取県民体育館</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(有料公園施設の利用の申込み)</p> <p>第3条の2 有料公園施設を利用しようとする者（総合運動公園の第1補助競技場、第2補助競技場若しくは多目的広場又は臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者及び次項に規定する者を除く。）は、様式第3号の2による申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公園施設の設置の許可等の申請書等)</p> <p>第4条 法第5条第2項の申請書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める様式によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	施 設	利用時間	鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）	第2補助競技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで	陸上競技場 野球場 第1補助競技場	午前9時から午後9時まで	テニス場（夜間照明施設のないテニスコートを除く。） 鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで	略		略	
施 設	利用時間																										
鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）	補助競技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで																									
	陸上競技場 野球場 球技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートを除く。）	午前9時から午後9時まで																									
	鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで																									
略																											
略																											
施 設	利用時間																										
鳥取県立布勢総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）	第2補助競技場 テニス場（夜間照明施設のないテニスコートに限る。） 多目的広場	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで																									
	陸上競技場 野球場 第1補助競技場	午前9時から午後9時まで																									
	テニス場（夜間照明施設のないテニスコートを除く。） 鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで																									
略																											
略																											

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

第6条 法第5条第1項又は法第6条第2項の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第9条の3 条例第9条の3第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、当該都市公園の区域を管轄する地方県土整備局又は総合事務所とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却については、法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の規定を準用する。

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の5 知事は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等(法第27条第6項の規定により当該工作物等を売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法により、その者が当該工作物等の所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

様式第4号(第4条関係)

公園施設設置許可申請書

職 氏 名 様

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
申請者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名
(電話 局 番)

略

様式第5号(第4条関係)

公園施設管理許可申請書

職 氏 名 様

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

第6条 法第5条第2項又は法第6条第2項の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

様式第4号(第4条関係)

公園施設設置許可申請書

職 氏 名 様

都市公園法第5条第2項の規定により公園施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
申請者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、名称〕
及び代表者の氏名
(電話 局 番)

略

様式第5号(第4条関係)

公園施設管理許可申請書

職 氏 名 様

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名 ㊟
 [法人にあつては、名称]
 及び代表者の氏名
 (電話 局 番)

略

様式第6号(第4条関係)
 公園施設設置(管理)変更許可申請書

職 氏 名 様

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置(管理)の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名 ㊟
 [法人にあつては、名称]
 及び代表者の氏名
 (電話 局 番)

略

都市公園法第5条第2項の規定により公園施設の管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名 ㊟
 [法人にあつては、名称]
 及び代表者の氏名
 (電話 局 番)

略

様式第6号(第4条関係)
 公園施設設置(管理)変更許可申請書

職 氏 名 様

都市公園法第5条第2項の規定により公園施設の設置(管理)の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名 ㊟
 [法人にあつては、名称]
 及び代表者の氏名
 (電話 局 番)

略

第2条 鳥取県都市公園規則の一部を次のように改正する。

様式第3号の4を次のように改める。

様式第3号の4 (第3条の3・第3条の4関係)

その1 施設利用券(回数券又は1月利用券によらないで利用する場合)

表	施設利用券控	施設利用券
	¥ _____	(施設名) 年 月 日 ¥ _____ (公園の名称)

裏	1 領収印のないものは、使えません。 2 この券が使えるのは、本日だけです。 3 利用の心得や係員の指示を守って他の人の迷惑にならないよう利用してください。	

備考 利用券に使用する出納員の印章は、下記のひな形のとおりとする。



その2 施設利用券(回数券により利用する場合)

表	施設利用券控 (回数券・11枚綴り)
	¥ _____
施設利用券(回数券) (施設名) 年 月 日() (公園の名称)	

裏

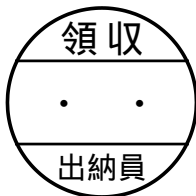
1 領収印のないものは、使えません。

2 利用の心得や係員の指示を守って他の人の迷惑にならないよう利用してください。

3 この券は、入館又は施設利用の際必ず提出してください。

4 この券をなくしたり、破ったり、汚したりしたときは、再発行はしません。

備考 1 この回数券は、11枚を1つづりとし、()欄に1から11までの番号を記入する。
 2 利用券に使用する出納員の印章は、下記のひな形のとおりとする。



その3 施設利用券(1月利用券により利用する場合)

表

	施設利用券(1月利用券)
施設利用券控 (1月利用券)	(施設名)
¥ _____	利用期間
	年 月 日から
	年 月 日まで
	氏名 _____
	¥ _____ (公園の名称)

裏

1 領収印のないものは、使えません。

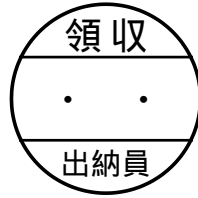
2 この利用券は、入館又は施設利用の際、係員に見せてください。

3 この利用券は、記名者のほかは利用できません。

4 利用の心得や係員の指示を守って他の人の迷惑にならないよう利用してください。

5 この利用券をなくしたり、破ったり、汚したりしたときは、すぐに届けてください。

備考 利用券に使用する出納員の印章は、下記のひな形のとおりとする。



その4 設備利用券

設備利用券控 ¥ _____	設 備 利 用 券 (設 備 名) 年 月 日 ¥ _____ (公 園 の 名 称)
-----------------------	---

裏	1 領収印のないものは、使えません。 2 この券が使えるのは、本日だけです。 3 用具は、大切に使用してください。
---	---

備考 利用券に使用する出納員の印章は、下記のひな形のとおりとする。



(鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特定行為に係る適用除外行為等) 第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)~(4) 略 (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により許	(特定行為に係る適用除外行為等) 第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)~(4) 略 (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により許

可を受けて行う行為
(6)~(9) 略

可を受けて行う行為
(6)~(9) 略

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第4条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けて行う行為</p> <p>(5)~(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けて行う行為</p> <p>(5)~(8) 略</p> <p>2 略</p>

(とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則)

第5条 とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則(平成10年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号)第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例第8条第2項の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場(トレーニングルームを除く。)、野球場、球技場、補助競技場、鳥取県民体育館(トレーニングルームを除く。))及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを除く。)、東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く。))及び屋根のある多目的広場の使用料(専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>	<p>とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号)第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例第8条第2項の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場(トレーニングルームを除く。)、野球場、第1補助競技場、第2補助競技場、鳥取県民体育館(トレーニングルームを除く。))及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを除く。)、東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く。))及び屋根のある多目的広場の使用料(専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(4)~(9) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条のうち鳥取県都市公園規則第1条の2及び第3条の2の

改正並びに第2条及び第5条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第97号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部家畜保健衛生所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		鳥取県西部家畜保健衛生所	略	略		<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県溝口家畜保健衛生所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		鳥取県溝口家畜保健衛生所	略	略	
機 関	職																
略																	
鳥取県西部家畜保健衛生所	略																
略																	
機 関	職																
略																	
鳥取県溝口家畜保健衛生所	略																
略																	

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

